

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<パンフレット等>



<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
- ② 中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

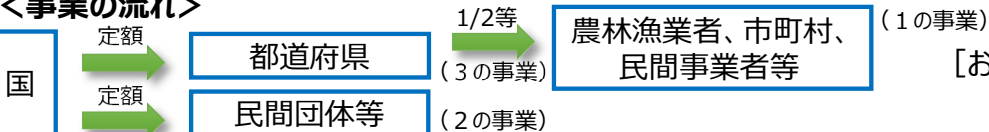
3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

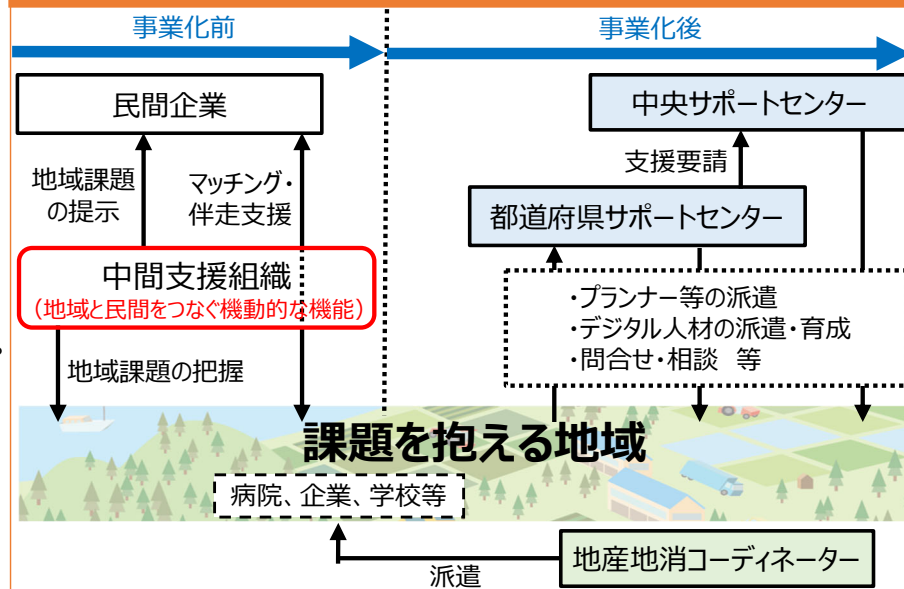


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】（1、2、3の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

■地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）・地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

○従来の6次産業化の取組に加え、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して、ソフト・ハード両面から支援。

事業実施主体

- ・農林漁業者等
- ・商工業者の組織する団体
- ・民間事業者
- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、公益財団法人
- ・市町村、市町村協議会
- ・特認団体 ほか

※支援対象となる取組のうち、⑤はコンソーシアムも可

※事業実施主体が市町村以外の場合、事業実施主体と農林漁業者等を含む3者以上のネットワークを構築する必要があります。

※事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ市町村戦略を定めている必要があります。

- 中央サポート事業
- ・民間団体等
- 都道府県サポート事業
- ・都道府県

- ・農林漁業者団体※
- ・中小企業者※

- ※①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略のいずれかに基づく整備事業計画が必要です。

付加価値の創出を図る取組に対する支援

<ソフト対策>

創出支援型

地域資源活用・地域連携推進支援事業

支援対象となる取組（複数の組合せも可）

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

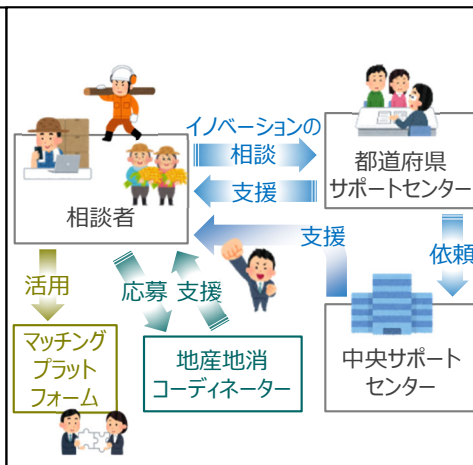
①～④は耐用年数が3年以下の施設を併せて整備することも可能

事業実施期間：1年間
または2年間
交付率：①～④：1/2以内
⑤：定額
上限：500万円/事業期間

- ※ 対象地域の指定があります。また、売上高増加の目標設定が必要です。
- ※ 都道府県を通じて支援します。

地域資源活用・地域連携サポート事業

- 中央サポート事業
- ① 都道府県サポートセンターとの連携により、高度な課題解決に取り組む事業者等に対する専門家派遣の取組等
- ② 中間支援組織等により、農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進等を行う官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指す取組
- ③ 施設給食における地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等
- 都道府県サポート事業
- 経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者等への専門家派遣の取組等



※ 専門家の派遣を受けるには、経営改善の目標を設定し、支援対象者に選定される必要があります。

<ハード対策>

産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して農林水産物等の多様な地域資源を活用した、付加価値を創出する取組に必要な施設（農林水産物加工・販売施設等）の整備を支援

事業実施期間：1年間
交付率：3/10以内、ただし要件によっては1/2以内
上限：1億円
（最大2億円※要件あり）

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



地域資源活用価値創出対策



起業促進プラットフォーム「INACOME」

農山漁村振興交付金/地域資源活用・地域連携中央サポート事業「地域資源活用・地域連携促進事業」

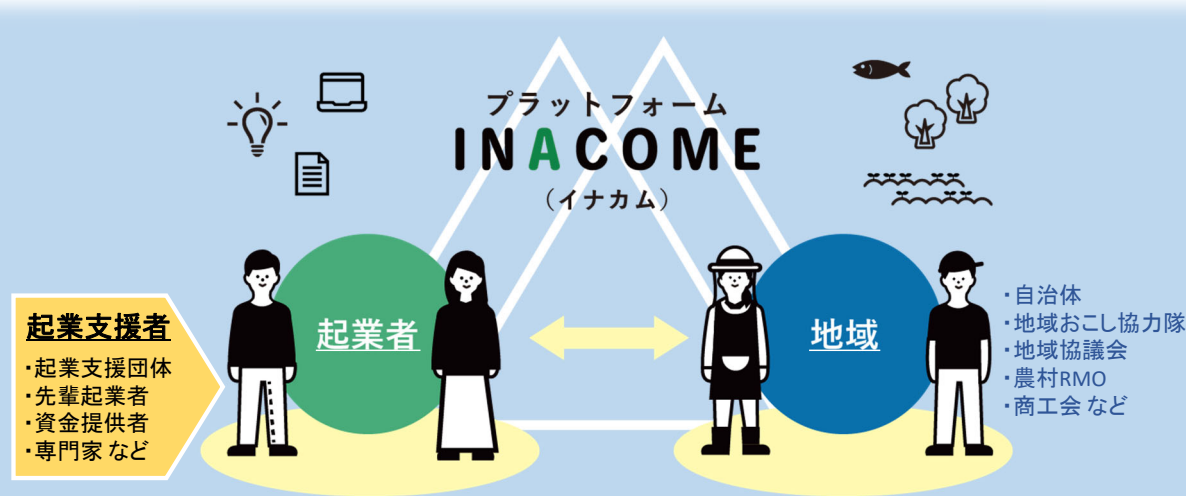
- 平成30年秋に農山漁村において地域資源を活用した多様なビジネスの創出を促進するための起業促進プロジェクト「INACOME」(イナカム)を始動。
- 起業に関する施策の情報発信や、ビジネスプランの磨き上げができる環境を整備するとともに、地域資源を活用したビジネスコンテスト(令和6年度は令和7年1月24日に開催)等を実施。
- 令和元年9月末にはオンライン上で起業者や起業支援者が交流できるプラットフォームを開設。
- 令和2年からは、企業と地域課題のマッチングプログラムを実施。
- 令和5年からは、地域課題の解決を望む地方公共団体等に対し、コーディネーターを派遣し、マッチングによる事業化を促す取組を支援。

Webプラットフォーム

<https://inacome.jp/>



INACOMEの概要・機能



情報発信

会員が主催するセミナー、イベントなど
会員自ら情報発信できる！

メンバー＆支援者検索

全国の同業者や、地域の起業者・支援
団体・有識者と繋がることができる！

動画セミナー

起業や事業拡大に役立つセミナーを
オンライン上で受講できる！

実例記事

全国各地の起業・新規事業展開の
成功事例を学べる！

イベント案内

経営支援や資金調達支援など
様々なイベントの情報が手に入る！

マッチング

課題の解決を望む地域と、新たな
事業展開先を探す企業とをマッチング！

INACOMEの取組

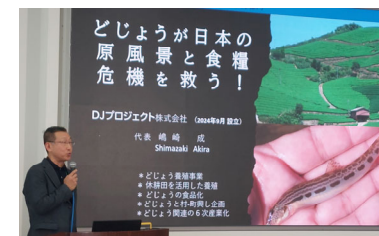
地域と企業の マッチングイベント

- 自治体等から地域の課題を相談
→ 会員企業が解決手法を提案
- 会員企業が自社事業をPR
→ 課題解決を望む地域からアプローチ

地域資源を活用した ビジネスコンテスト

- ビジネスコンテストへの出場を契機とした
協賛企業からの支援
- コーディネーター等専門家による
ファイナリストへの事業展開のアドバイス

〔令和6年度開催のビジネスコンテストの様子〕



9名のファイナリストによる発表



全出場者と審査員

地域資源活用・地域連携中央サポート事業（地域の食の絆強化推進運動事業）

施設給食に地場産物を安定的に供給する体制整備等の支援を目的に、地場産物利用を進めるに当たって課題を持つ地域・団体等に、課題解決に向けた助言・指導を行う専門家（地産地消コーディネーター）を派遣します。

＜派遣の流れ＞

派遣希望の募集
(6月～8月頃)

病院や学校等の施設給食等への地場
産物の利用を拡大したい！

地産地消活動を推進する組織・団体、自治体、JA、病院、福祉施設、学校給食の調理場、社員食堂、保育園、幼稚園、生産者組織、給食事業等

生産現場と給食現場
の間に、地場産物の
供給体制、品質、価
格などが悩みのタネ

希望する指導内容、派遣時期、給食施設の概要など

事務局（補助事業者）

派遣希望地域・団体等の募集

応募

派遣地域・団体等の選定

派遣コーディネーター

栄養教諭、生産者組織代表、JA、
コンサルタント、企業、行政など

派遣先決定
(8月頃)

派遣の決定

<派遣決定の連絡>

派遣申請書の作成

提出

派遣先の決定・派遣コーディネーターの協議

地産地消の推進、学校等施設給食への地場産物利用等に関する知見や経験を有する専門家

派遣の実施
(9月～2月頃)

派遣の開始

派遣先とコーディネーターとの調整（日程・内容）

- ・課題の抽出
- ・目標の確認
- ・実践、実行

派遣の実施

1地域・団体当たり、1名のコーディネーターを3回程度派遣
※ 状況により1、2回の派遣も可。リモート対応も可

- ・課題整理・共有
- ・指導内容の検討
- ・助言、指導

派遣の報告
(3月頃)

派遣報告書の作成

報告・提出

報告内容の確認

派遣終了

※ コーディネーターの派遣のほか、コーディネーター育成のための研修も本事業で実施します。